

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録 (議事速報)

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○原口委員長 次に、橘慶一郎君。

○橘(慶)委員 ありがとうございます。

きょうは、何か天気予報では、嵐になるといってお話があつて、そういう歌を用意したんですが、余りひどくならなかったようですけれども、梅の花が嵐に散らないようにという歌を詠んで、始めさせていただきます。

万葉集巻八、一千四百三十七番。

霞立つ春日の里の梅の花山のあらしに散りこすなゆめ

では、よろしくお願いいたします。(拍手)

幸い、先週に続いて質問させていただけるというところであります。残念ながら、前回、福田政務官に聞けなかった質問からもう一度始めさせていただきます。

国と地方の協議の場でありませけれども、年末、かなり精力的に実施されました、これまでに通常

の協議の場が三回、臨時の協議の場が五回、計八回開催されたわけであります。最初、法案を審議しているときの見通しでは、年四回プラスアルファぐらいかなという話からすると、かなり精力的に進めておられる。

協議の成果については、一定、当然評価をいたすわけでありませますが、やはりああいふ年末の押し詰まったときで、割合ほかのことが何もないところで、皆さん、日程をやりくりされて何とかできただんどう、こんな感じもいたします。

そして、その後、また議事録も全部国会へも提出いただいているんですけども、一連の事務処理という意味ではなかなかやはり大変じゃないかな、これは最初から申し上げているところでありませ。

こうやって実際動かしてみても、またこれからも社会保障・税の一体改革、いろいろな場面で結構また開催がされるということであれば、やはり簡素、弾力化できるところはそうされた方がいいのではと、これは最初から私なりに問題意識を持っているところでありませが、ここまで八回なさつてみての御感想なりこれからの方針について、ま

ずお伺いいたします。

○福田大臣政務官 お答えを申し上げます。

私から答えるより大臣の方がいいのかもしれないけれども、この八回をやってみて、非常に地方の皆さんもすっかり、言うべきことはすっかり発言をしておりますので、そういった意味では、本間に、国と地方が自分たちの考えを述べた上で考えをまとめるということでは、いい場になつて

いるのかなと思つています。

御案内のとおり、子供に対する手当、名前が適切かどうかは別として、あるいは、今回、消費税を仮に5%引き上げを認めていただいた場合には、国と地方でどういふふうに使わせていただくかというところにつきましても、年末、遅くまでかかりましたけれども、国、地方双方が努力した結果、一定の結論が得られたということでありませるので、この国と地方との協議の場が非常に有効であるといふふうには私は思っておりますので、そういった意味では、先生おっしゃるとおり、会議の回数をちょっと減らせればこんないいことはないんですけど、そういったことについても今後努力をしてまいりたい、このように思っております。

○橘(慶)委員 私の質問の趣旨としては、もちろん会議ということもあるし、いろいろな事務処理、会議録の作成、あるいは分科会あたりの持ち方とか、そういう部分でより簡素、弾力化することができるといふ部分で、これはずっと意見として申し上げておりますが、またお酌み取りいただいて、議事録を見ていると、これをつくり上げるのも結構大変で、回数がふえてまいりますと、もちろん道行きも大事なんです、本間にそこま

で必要なかなという感じもするので、やはり実をとられて、形式的なことについてはより簡素化された方がいいということ、きょうは意見として申し上げておきたいと思ひます。

福田政務官、もう一つ残っています、前回、定住自立圏の議論を大臣ともさせていたいただきましたが、あの中で、前は、若い方々、大学生の方

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

々の話をさせていただいたんですが、今エネルギー危機、いろいろな問題の中で、再生エネルギー、水力であれ小水力であれ太陽光であれ風力であれ、こういったものについては、地域といえますか地方圏の方において、それぞれの特色によって、結構豊かな資源が実は残っている。

今までは原子力に頼る部分もありましたし、大きな火力発電所、いろいろなことで当然コスト的にも合わないということで、ある意味で未利用であったものが、今回こういう事情になってくると、逆にそういうものを活用することによって地域がより豊かになっていくというか、また可能性が開けてくる。その辺がもともと、緑の分権改革ということでおっしゃっていたのも、そういうテーマが一つあったんだらうと思います。

この調査も既に、大体結果も出ているころでありましょうし、そういうことを踏まえられながら、この定住自立圏における再生エネルギーの役割について御見解をお伺いいたします。

○福田大臣政務官 お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、それぞれの地域が持っている再生可能エネルギーの地域資源や、そのほかさまざまな資源があるかと思えますけれども、この緑の分権改革によって、そうした資源を、しっかり、新しく見つけたり、また今までの資源に磨きかけたり、そうしたことに緑の分権改革を使っていたら、活用していただくということが大事なポイントだと私も思っております。

さらに、今年七月からは、これは我々の所管外でありますけれども、再生可能エネルギーの全量

買い取り制度も本格的にスタートするということでありますので、こうしたことを活用して、地域の活性化に努力をしていただきたい、こう思っております。

また、全国の市町村長さんがお見えになったときに私がお勧めをいたしておりますのは、緑の分権改革を十分活用していただいた上で、内閣府で、ことしからこれも本格的にスタートをする総合特区制度というのがございます。これは、従前の規制緩和に加えて、財政、税制、金融、フルセットで、地方自治体や民間企業が新しい産業や雇用の場をつくる、これを応援する仕組みです。

自分の地域の資源を見つけた上で、この総合特区制度を使ってぜひ地域の活性化に取り組んでいただきたい、そんなお勧めを実はさせていただいておりますが、ぜひ先生の地元でも御活用いただければ。

私は、この総合特区制度はすばらしい制度だと思っておりますので、今、日本が悩んでおります内需拡大策の大きな柱となると思っておりますので、この総合特区制度をフルに活用していただき、内需を拡大してデフレから脱却をしていく、そういう道筋を描くことができるんじゃないかな、こう思っている次第でございます。

○橘（慶）委員 各地域の個性というものを生かすという意味では、再生エネルギーはやはり効果があると思っております、きょう、この後、交付税、地方税法の審議でありますけれども、そういった国、地方の間の財政の手当てもしていただきながら、地方が自分たちで頑張っていけるような、

そういう環境をつくっていただく、そういういろいろな制度もぜひ活用していただくことかと思えます。

もう一つ、これは、前回の質問以降、いろいろと今回のことにもつながるわけですが、今回、交付税、地方税の中で一つのテーマは、社会保障・税の一体改革ということが一つ、大綱ということでおまとめになって、その中で、地方消費税ということについて一定の手当てがされ、要は、それが、今まで私どものこの委員会でも問題にできております地方の交付税のギャップ、いわゆる折半ルールで今埋めているギャップというものが本当に埋まっていくのかどうか、あるいは地方税の偏在性、法人税で地方税を賄ってまいりますとどうしても大都市と地方でギャップが出てくる。そういった問題はどの程度まで解決していくのか、あるいはどうなっていくのかというのは、現状におけるきょうの私なりの一つのテーマだと思っております。

そこへ入っていきなさいけないんですが、一つ、地方消費税の組み上げをされる際に、今お話のあった国と地方の協議の場等を通じて、地方単独事業をどこまで見るかという議論は、かなり白熱した議論をされたわけでありまして。その中で、総務省として、前回話題にしました子供に対する医療費助成のことについては、乳幼児医療費助成ということ、いわゆる就学時前、つまり六歳までのところを一つ確立したものだ、こういうお話で、そこまで実はこの地方単独事業の中で今回方ウントをされたわけでありまして。

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

そこで、しかし現実は今、小学生以上中学生まで、にわたって、いろいろな自主的な取り組みといいますが、そういうことが実際全国では起こっていないわけでありませうけれども、それは前回お話をしたとおりなんです。

まず最初に確認したいのは、ここで小学生以上を抜いた、六歳で切ったというところの理由と、もう一つ、前回、川端大臣は相場的にこの辺という相場観の話をされたんです。私なりにそういうことを全部しんしゃくすると、大臣の相場観という、いわゆる、大体足並みがそろっているねというの、六歳ぐらいのところなのかなと思っただけですが、これは確認をさせていただきます。

○川端国務大臣 地方単独事業で実施している乳幼児医療費助成について、厚労省の調査では、義務教育就学前までを対象としておりますのが、平成二十三年四月現在で、通院で三十七県、それから入院で四十五県ということで、相当、かなりのほとんどの部分という表現かもしれません。ということでありまして、一方、義務教育就学後も含めて対象としているところを見ますと、これは、通院で九県、入院で十九県ということでは、やはり表現的には一部が実施しているというふうにとどまっているとあります。

引き上げ分の消費税収の配分の基礎となる地方単独事業を議論するに当たって、いわゆる四事業の周辺を含めた部分という枠をはめる中で、ほぼ全国的にやられているもの、そして人件費等は抜くという一定の基準の考え方で、四事業にのつたという範囲をするときには、全国的に行われ

ている水準を対象とするということが適当ということ、一部の団体にとどまる小学生以上を対象とする部分については、総務省が実施した調査結果の公表の対象からは外させていただきます。

そういう意味で、前回、乳幼児医療費の助成について、財政力にかかわらず一定の水準が形成されつつあるのではないかと、相場観というのが適当かどうかといいながら使いましたけれども、というのは、それは義務教育就学前までを念頭に置いて申し上げさせていただきました。

○橘（慶）委員 これは確認させてもらってありましたが、要は、大臣、御理解いただきたいのは、今の大臣の御答弁を裏から言うところ、通院で十県、まだ就学前はやっていないところがある、入院で二県やっていないところがある。

私が申し上げた、この広い日本の中でそういうアンバランスということが、子供に対する医療という側面をとったときに、本当にいいことなのかどうか。例えば、今、子どものための手当というお話もありました。このことについては、全国一律ということには誰も疑わずに、みんな一律にするわけですね。だけれども、一面、本当にそういう、お医者さんにかかったときの医療費が無料だよというものが全国一律でない、それも、場合によっては三歳のところから十五歳のところまである、そういう日本の姿で本当にいいのかどうか。

だから、これは、本当に自主的なものなのか、あるいはナショナルミニマムと言われるものなのか。つまり、現物給付か現金給付かという問題も含めて、ここには一つ問題があるんじゃないか、

こういう認識を持つていられるわけですね。

また、もしそれで就学前が定着した制度だとすれば、本来二割負担のものがあまねくゼロ割になつているとすれば、それは医療保険上、変えていかなきゃいけない問題じゃないか。ここは、国と地方の分担の中で何がいいのかということについてはやはりよく考えていかないと、医療保険上、本当にそれでいいのかどうかという議論もあります。

この部分については、実は厚生労働省さんも結構楽で、地方で自主的にやっていたらいいんじゃないか、ここは私なりに非常に問題に思っているところで、きょうは私の思いは十分お伝えできたので。

しかも大臣、もう一つ御認識いただきたいのは、今大臣の御答弁は、県レベルの数字を出されました。私は市長をやっていましたので、県レベルのものに対して、県の土台に対して、県の中で、富山なら富山に十五の市町村があった、そこがまたばらばらなことをやるわけです。そうすると、この間お話ししたとおり、川一つ渡ったり道路一本挟んだ向こうとこちでなぜ違うのという質問に対しては、やはり現場では非常に答えづらい、そういう問題があるわけです。

もちろん、そこは競争だよといえ、そういう考え方もできますが、そうかなという素朴な疑問を持つていられるということで、これは委員の皆さんにもお聞き届けいただければ幸いです。私は思っています。

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

済みません。本題に入ってまいります。

地方交付税、先ほどちょっと前振りいたしました。したが、今回の交付税法の改正を見ながら、一つは、交付税特会と一般会計とのいろいろな複雑なやりとりについては、先ほど御答弁もありましたように、かなり今すつきりしてきている、割とわかりやすいシンプルな形になっているということは評価をするわけがあります。

ただ、先ほどお話ししたとおり、折半ルールになつているギャップがあつて、これが十兆を超え大きなギャップ、十三兆ぐらい、ことしあるんじゃないでしょうか、ギャップがございます。

今回、社会保障・税一体改革で地方消費税に一定の措置が一つプランとして出てきたわけでありませけれども、これで本当に地方財源の安定的な展望が開けたというにはまだなんじやないかな、この辺の認識がどうであるか。

今回の引き上げで、どの程度このギャップがカバーされていて、どれぐらいの問題が残っているという御認識なのかということについて、まず御答えをお願いいたします。

○川端国務大臣 答弁させていただきます前に、今御指摘の乳幼児医療に関しての問題意識は私も全く同感でありまして、あまねく広まってきたときにいわゆるナショナルミニマムとしてあるべき部分というのはしっかり念頭に置かなければいけないという部分と地域の自主性とどこで線を引くか。

これは、当初からいえば、多分、市長さんが、いろいろ住民の部分で市長選挙の公約みたいなところから始まった部分ですが、やはり、それが支

持されるということ自体は、税の使い道に関して住民の皆さんの理解が進んできたということだというふうに思います。

段階を踏んでいる過程というときに国の制度としてどうするかというの、いつも念頭に置きながら考えなければいけない御指摘だというふうに思いますので、重く受けとめさせていただきたいと思ひます。

それから、今のギャップの話でありますけれども、今回、消費税五%分をいわゆる四経費にのつとつた範囲で配分するというところで、結果として地方分は一・五四%です。これを仮定として二十四年度の地方財政計画ベースで換算しますと四・一兆円の増収になります。

一方で、地方財政は、当然、巨額の財源不足が続いております、二十四年度においても十三・七兆円に及ぶ財源不足ということでありまして、今回の増収分、例えば四・一兆円を見ましても、直ちに地方財源不足が解消されるものではなくて、相当額、九兆数千億円がまだ存在する。

これはどうしていくのか。入るをはかり出るを制するということでは、やはりなお一層の地方財政の効率化、圧縮ということと独自の税収を含めた財源の確保ということに、一般論としてはそうなっております。

しかし、今までの部分でいうと、一番あるべきは、交付税率を引き上げて、本来の部分で入るをはかるということが一番大事だと思いますが、国、地方ともに、国を含めても大変財政が厳しいという部分でありますけれども、意識としてはそういう

う方向を持っているということでございます。

○橘（慶）委員 今のお話でいけば、今回の一体改革といつても、国、地方の財政の分担といひますか、地方の財政対策という意味では、言ってみれば、まだ入り口というか第一段階であつて、これで最終段階ではないという御認識、このように一つ受けとめさせていただきます。

と申しますのも、今回の一体改革は、後でもう一度御質問しますが、地方税の偏在性の問題については結局まだ手つかずとなつておりますので、そんな意味では、大きな社会保障と国税ということではそれは一体かもしれないけれども、私どものこの委員会としてはまだ大きな問題がそこに残つている、こんなことになるんじゃないかなと思つております。

それで、きょう私は、会派の中で最初の質問でありますので、若干細かいところを、この後多少お時間をいただいで、いわゆる技術的なことになつて少し地方交付税法を順次質問させていただきます。福田政務官の手を大分煩わせることになつてよろしいと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、地方財政計画におきまして、給与関係経費、これは今回二十兆九千七百六十億円というところで、前年比一・四%の減額であります。毎年ここは着実に減額をされてきているわけでありまして、ここ五年間あるいは十年間というチームでどれくらいこの給与関係経費が減額になっているのか、まず教えていただきたいと思ひます。

○福田大臣政務官 御答えいたします。

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

地方財政計画における給与関係経費の計上額につきましては、給与構造改革期間、平成十八年度から二十二年度において、給与水準については地域民間給与を、職員数については五・七%の定員純減目標を反映したこと、給与構造改革後においても、地方における取り組み等を踏まえ、給与水準の見直しや定員純減等を見込んできたことなどから、平成二十年度から二十四年度までの五年間では五・五%減少、平成十五年度から二十四年度までの十年間では一〇・五%減少しているところでございます。

なお、平成二十一年度から二十二年度にかけて、一般行政経費に計上していた公立保育所分の人件費を給与関係経費に移しかえておりまして、この影響分を除けば、平成二十年度から二十四年度までの五年間では七・三%減少、十五年度から二十四年度までの十年間では一二・二%減少しているところでございます。

○橘（慶）委員 地方の場合は、給与の適正化ということもやりましたし、合併ということを含めて、職員数の適正化、減員ということ、純減もかなりやってきているわけでありまして。これはやはり数字としてお互い重く受けとめざるを得ないんじゃないかな、こんなふうに思っているところとでございます。

続きまして、退職手当債というところで、ここはしばらく団塊の世代の退職ということに対して起債で手当てをするということをやってきたわけでありまして。だけれども、そろそろこういった団塊の世代の退職も峠は越えつつあるものと認識をし

ております。やはり臨時的な措置だと思っております。が、どのように取り扱われるのか、伺います。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

退職手当債でございますけれども、団塊の世代の大量退職に伴う退職手当の急増に対処しつつ、将来の総人件費の削減を進めるため、地方財政法に基づいて、平成十八年度から十年間の特例措置として、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち団塊の世代の大量退職により著しく多額と認められる部分について、地方公共団体が策定する定員管理、給与適正化計画による人件費の削減によって、償還財源が捻出される範囲内で発行が許可されるものでございます。

退職手当債の今後の取り扱いについては、法律に規定された平成二十七年までの間において、今までと同様に、法令の要件に沿って適切に対処してまいり所存でございます。先生お見込みのとおりで、だんだん少なくなっていくところでございます。

○橘（慶）委員 ありがとうございます。二十七年までということ。

次に、特例加算的に措置いただいている、今までは地方再生対策費と申し上げたり、また雇用関係の費用ということで出しておったわけですが、今でも、今回、地方再生対策費をやめられまして、今までの費用をまとめて地域経済・雇用対策費という形で、新たに三年間の暫定措置ということで特例加算という形になっているわけでありまして。

当然、名は体をあらわすということでありまして、ようから、今まで地方再生対策とかと言ってきた

ことが、地域経済、雇用対策というところに、そこは三年間大事だ、こういう御認識だと思っておりますので、こういった形にした趣旨、こういうことを頑張ってくれという思いをここでお聞かせいただければと思います。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

平成二十四年度地方財政計画においては、地方再生対策費及び地域活性化・雇用等対策費について一定の縮減を図った上で整理統合し、歴史的円高など、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠を含め、歳出特別枠として地域経済基盤強化・雇用等対策費を設け、その期間を中期財政フレームの期間である平成二十四年度から二十六年までの三年間としたところでございます。

これに対応し、地方交付税法改正案では、附則第六条の二において、従来の地方再生対策費及び雇用対策・地域資源活用推進費を整理統合した上で一本化した臨時費目、地域経済・雇用対策費の基準財政需要額の算入について規定し、その期間を歳出特別枠と同じ三年間とするともに、地方再生対策費に係る規定を削除しているところでございます。

○橘（慶）委員 円高あるいは雇用関係、地域経済へのこの入れ、こういうことで理解いたしました。

基準財政費用の単位費用の算定について何問か、さらに細かくなって恐縮ですが、ちよっと数字が少し違った動きをしているものについてだけ確認

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

をさせていただきたいと思えます。

まず、学校関係で道府県の私立学校だけが単位費用が増額になっております。ここについての理由を伺います。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

平成二十四年度の道府県の私立学校に係る単位費用は、前年度に比して三千五百円、一・三%増加しております。

この理由は、道府県が行う私学助成及び授業料軽減補助について、都道府県が私立高校生への支援を初め地域の実情に応じたさまざまな施策を展開できるように、最近の国、地方の私学助成の動向等を踏まえ増額を図ったことによるものであります。

具体的には、私学助成については、私立学校の生徒等一人当たりの単価について、国庫補助の単価の伸び率の状況等を踏まえ、前年度に比し〇・五%増としております。あわせて、高等学校の授業料軽減補助分については、高校の実質無償化についての公立学校の実態も踏まえ、私立高等学校の授業料の負担軽減措置への対処の必要性に鑑み、前年度に比して三〇%の増としてるところでございます。

○橘（慶）委員 この部分は例の高校授業料無償化の公私間格差の問題にも絡むわけでありまして、ぜひ措置をいただきたいところだと思います。続きまして、道府県、市町村において、地域振興費に係る単位費用、これを増額した理由について伺います。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

平成二十四年度において地域振興費の単位費用を増額した主な理由としては、住民生活に光をそそぐ事業の拡充として、地域消費者行政のさらなる充実を道府県及び市町村分で講じたこと、さらに、道府県分においては、特定非営利活動促進法の一部改正による認定NPO法人制度に関する事務に要する経費について、職員を増員する措置を行ったことの二点であります。

このため、地域振興費の単位費用としては、道府県分については七百七十三円、対前年度比一・六%増に、市町村分については二千二百八十円、対前年度比二・二%増に増額しているところでございます。

○橘（慶）委員 この部分は前から片山大臣が少し力を入れられた部分であって、そういうものを巻き込んでこういうところに充てておられる、このように理解いたします。

もう一つだけ聞かせてください。これで単位費用をやめますので。

高齢者保健福祉費、これは、道府県、市町村、福祉というのは大体通増していくものでありますから、大体単位費用はみんな延べてふえていくんですが、ここの高齢者に係る部分だけが減額になった。ここだけ何で減額という感じがあったんですか。これだけあとお願いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

高齢者保健福祉費の測定単位である六十五歳以上の人口及び七十五歳以上の人口は、国勢調査人口の置きかえに伴いまして、平成二十四年度の算定においては、平成二十三年算定に比べまして、

六十五歳以上人口において一三・九%、七十五歳以上人口において二一・三%と大幅に増加することとなりました。

これを踏まえて標準団体の見直しを行った結果、平成二十三年算定に比べまして、標準団体における高齢者一人当たりの経費を求めると単位費用については、六・六から一一・五%の減となりました。

なお、平成二十四年度の基準財政需要額については、単位費用に対して大幅に増加した測定単位を乗じることとなるため、平成二十三年算定に比べまして、道府県分が千七百四十億円程度、市町村分が千二百七十億円程度増加する見込みでございます。人口は増加しましたが、一人当たりになると減っておりますが、総額が増加している、こういうことでございます。

○橘（慶）委員 平成十七国調から平成二十二国調に置きかえたんでしょうけれども、ちよつと聞いてびっくりしたのは、六十五歳以上人口が一三・九%もふえているとか、物すごく高齢化が進んでいるなということを改めて実感させていただきました。全体としての掛け算した費用がふえていくということであれば、地方としては安心かと思えます。

皆様方のところにずっと毎回毎回のようにしつこくつけております借入金残高の、例のワニの口が広がる表であります。全体の地方の借金、交付税特会の借入金も入っていれば、地方の公営企業、病院とか水道の借入金も、一般会計の借入金も臨財債もみんな入っているんですけれども、二百兆ぐらいでとまっている中で、白抜きこの臨財債

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

の部分がどんどん広がる、ワニの口であります。前回、大臣からは、二十四年度になるとこれが四十兆円になって、いわゆる普通会計の起債百四十四兆円の中に占める割合が非常に高くなっていく、やがて三割、こういうことであります。

そこで、ここはちよつと一、二確認したいんですけども、今回、単位費用をいろいろ見させていただいて、私ども、自分が誤解したようでありますが、前回、臨時財政対策債についてはもう借りかえになっている、それは借りかえで生かしていくしかないような今地方財政対策の状況だという話がありました。

そのほかの特殊な起債として、減収補填債とか財源対策債とか補正予算債とか、年度の進行に伴っていろいろ特殊な起債をやるわけですが、こういったものは元利ともきちつといわゆる交付税の中で、基準財政需要額の中で手当てされているということの確認をさせていただきたいと思っております。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。公債費の交付税算入の方式には、先生御承知のとおり、元金千円に対する元利償還額の当該年度分を単位費用として理論的に算入していく理論償還方式と、元利償還金千円のうち基準財政需要額に算入される分を単位費用として償還額の実績を基礎に算入する実額償還方式があるところでございます。

臨時財政対策債等多くの地方債は理論償還方式となっております。実績償還方式の単位費用に比べて低くなっておりますけれども、償還の全期間を通算すると、元金、利子ともに全て算入され

ておりますので、どうぞ御安心をいただきたいと思っております。

○橘（慶）委員 それでは、この臨時債の部分でもう一つだけ、前回よりも一つ問題を前へ進めてお話を聞きたいところがあるんです。それは、今の地方自治体のいわゆる財政健全化の関係の実質公債費率と、例の、どれくらいになると起債が許可になるとか許可団体になる云々ということ、前回そのデータを示していたいたわけでありまして、臨時債というのは、普通はそういう財政再建の指標を出す場合はカウントしていないんだ、でも、カウントするとかかなり厳しくなるといふ数字は前回御説明をいただいているわけでありましてけれども、その際、都道府県の場合はもう半分ぐらいがいわゆる一八%、起債許可団体の水準を超えているということ、どうもこの臨時債の問題は市町村よりも都道府県の方にかなり厳しく出ているんじゃないかなという感想を持ったわけでありまして、この辺の私の感じが正しいのかどうか、これについて総務省さんの見解をお伺いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。仮に臨時財政対策債の元利償還金を控除しない場合の実質公債費比率を平成二十二年度決算ベースで試算いたしますと、委員御指摘のとおり、許可基準である一八%以上となる都道府県の割合は約四割であり、その一般市区町村の割合約二五%と比較して高くなっております。

その主な理由であります。試算前の都道府県の実質公債費比率の決算値の水準が市区町村のそれより相対的に高いことによるものと考えられます。

す。すなわち、平成二十二年度決算ベースの実質公債費比率は、市町村加重平均が一〇・五%であるのに対して、都道府県加重平均は一三・五%となっております。以上でございます。

○橘（慶）委員 ですから、都道府県と市町村に分けると、もちろん東京都とか特殊なところは別ですが、都道府県にもやはり問題が、ある意味で集中しているというか、より厳しくなっているという認識を持たなきゃいけないんだと思うんです。確かに、考えてみれば、それも今御答弁を聞きながら、はっと思ったんですが、私は市区町村の方だったものですから、こちらは例の合併があったりいろいろなこと、ある意味で強制的にといいますか、スリム化していったという部分もあるわけですが、都道府県についてはそういうことはしていないわけでもありませんし、財政というのは、それぞれ別々に見ながら、それこそ政務官は知事をお務めになったわけでありまして、都道府県が財政おかしにならないようにという手当てについては、全体の中でやはり考えていく必要があるな。そういう認識をちよつと強めたわけでありまして、

続きまして、この交付税の中で、例の宝くじ、当せん金付証券法の改正という問題がありますので、二つお伺いしておきたいと思っております。

一つは、今回の証券法の改正によりまして、知事または特定市の市長が、当せん金付証券の発売等の事務について、今までは銀行等、実質一つの金融機関であります。そこへ全部委託していたものが、今回は、一部はみずから行うことができ



平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

るといふ改正が行われたわけでありませう。

この趣旨、そして、では自治体が何か自分でやるということ想定されているのか、ここについて確認をしたいと思ひます。

○黄川田副大臣 お答えいたします。

現行法では、発売団体は、宝くじの発売等の事務を金融機関に委託しなければならないという義務づけがありました。本改正案では、発売団体からの要望を踏まえまして、発売事務の競争性、それから自由度を高める観点から、発売団体がみずから発売等の事務を実施するか、または分割して発注することもできる仕組みを導入したということでありませう。委員、御指摘のとおりでございます。

そこで、この仕組みを活用する場合、どのような形で発売団体において検討されるかということでありませうけれども、例えば広報宣伝など金融機関が受託する必要性の低い事務を発売団体みずから実施する、または個別に発注するといひませうか、そういう形が見込まれるのではないかと、こう思ひております。

今グリーンジャンボを発売してござりまして、いづれ復興財源の一助にもなりますので、橘委員初め、委員の皆さんにも御購入をよろしくお願ひいたします。

○橘（慶）委員 早速何か広報宣伝の一部を分割して、みずから行われたようなところもあるなと思ひましたけれども、御趣旨はわかりました。

今回、最近の宝くじの出方がちよつと悪いといふことも含めて、インターネット販売とか、それ

から委託の弾力化を進める中で、もう一つ、当せん金、三百円の宝くじを買つと、ジャンボだと三億円という数字が出てくるわけでありませうけれども、これを百万倍から二百五十万倍にするわけでありませうから、三百円のくじは最高七億五千万円、ロト6だともつと高くなるんでしようけれども、こういうことになるわけで、一面、非常に魅力的にされるんですけれども、こういう種類の問題においては、当然射幸心をあおるんじやないかといふ問題は常にあるんだと思ひます。

ですから、もちろん、一つは、売り上げがふえて地方財政を潤したいということもあるし、また一面、そういつた国民の、堅実に、健全に、夢はちよつと追いかけてもつとそういうその辺でとめる、余りそこにのめり込まないようになつと歯どめも必要だと思ひております。

特に若い方々には、今回はインターネット販売もオーケーということでありませうから、そういうところで射幸心をあおつちやつてということにならないように、やはり一定のその歯どめといふか、そういう認識も必要じやないかと思ひております。

このあたりをどういふふうにお考えなのか、そしてまた、若い方々対策を考えておられれば、これも教えていただきたいと思ひます。

○川端国務大臣 宝くじが最近販売が低迷をしていふ傾向にありました。そして、先般の東日本大震災の復興の宝くじ、今のじやなくて、震災直後に企画したものが、三百億売り上げの予定が、百億を切つた売り上げしかなかつたといふことで、

私的に研究会をつくりまして、いろいろな人に、国民の各層の人に集まつていただいて、いろいろお知恵を出していただきました。

そういう中で、やはり夢を買つと同時に社会貢献をするといふ大変有意義なものであるので、もつと売れるようにしよう。そのときにやはり、若い人にも買ひやすいといふふうな工夫でインターネットの話もあれば、高額賞金にしてほしいといふのと、低くていいからたくさん当たつるようにしてほしいといふのと両方あります。

そういうことを含めて、いろいろ議論をいたしたときに、平成十一年に、前後賞合わせて三億円といふことからつとそのままでありませう、ことし、今売つていふのが初めて三億円といふ、百万倍、上限はもうどうに設定してあつたんですが、初めて到達いたしました。

そして、商品設計の自由度といふ意味では、販売団体、地方団体からも、もつと高額にしてほしいと。

それから、スポーツ振興くじのいわゆるottoのBIGなんかは、もう既にもつと高額、二百万倍のくじを売つております。競輪、オートレースでは六百万倍といふものが売られていふといふことでは、いわゆる額的な倍率でいひますと、必ずしも射幸心をあおるもの水準ではないといふふうには思ひております。

ただ、今回のは上限を引き上げるといふことでありませうので、一気に七億五千万にするといふことではありませうし、現に平成十一年の四月に百万倍に引き上げられて、今回、実際に百万倍の宝



平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

くじを発売したのはことしの二月でありますので、十三年間は据え置いているということもあります。そういう意味で、実際に七・五億円の宝くじまでいくのにはどうあるかというものは、これはやはり社会の状況等々を慎重に見ながら、御指摘のような射幸心をあおるようなことにならないように、そういう世論の動向、周辺の環境状況を慎重に見ながら、実際の販売の最高額は決めていきたいというふうに思っております。

○橋（慶）委員 ぜひそこは慎重に、また魅力を高めていくことも大事ですが、また一面、そういう負の側面については慎重に対応をいただいて、若い方々の対策もぜひよろしく願いたい、このように思うわけであります。

地方税の方に入っております。

ちよつと時間のある限り、まず、税の中身の方を先に聞きますので、ちよつと順番を変えます。

まず、この租税特別措置に係る政策評価、通告では、この項の二項目めから始めさせていただきます。

二十四年度税制改正要望に際しまして、各省庁の租税特別措置に係る政策評価の百六十五件中百四十九件が有効性の面で分析、説明が不十分だ、費用対効果の分析、説明が不十分だ、評価局の方でそういう結末になっているわけであります。

ちなみに、前年度、二十三年度のときは全て不十分という点検結果であったわけでありまして、十六件は合格したんですが、百四十九件落第というのは何か基準が厳しいのではないかと思ったりもするんですが、見解を伺います。

○新井政府参考人 御答弁いたします。

租税特別措置等については、平成二十二年度税制改正大綱に基づき、抜本的に見直すこととされ、その見直しに当たっては、背景にある政策の今日的な合理性、政策目的に向けた手段としての有効性、補助金等他の政策手段と比した相当性の観点から、政策評価を厳格に行うことが求められております。

総務省は、各府省において行われた政策評価について、合理性、有効性、相当性に係る説明が評価に求められる一定水準に達しているかどうかの観点から点検を実施しているところでございます。

また、点検に当たりましては、各府省に補足説明を求め、評価情報の充実を図る等の取り組みを進めており、昨年度と比べ評価の質が、それぞれの項目におきまして、ある程度向上してきていると考えております。

各府省におきましては、今回の結果を踏まえ、さらに評価の質の向上に取り組んでいることと考えられ、また、本年度から、租特透明化法による適用実態調査が実施されており、評価において重要な情報となる費用対効果に係るデータの収集が進むものと思っております。これらにより評価の質がさらに向上していくものと期待しているところでございます。

○橋（慶）委員 私は、行政評価局さんのこの評価、いわゆる行政をチェックする機能については非常に評価するわけですが、一面、評価疲れにならないように、そこはぜひ、ペーパーばかりがふえてきて、余りその中身、実が伴わないと

いうことにならないようによろしく願いたいということ、質問を一つ飛ばします。

それから、その次に、一つだけ非常に細かいことをまた聞かせていただきます。

法の第四百十三条の改正というところ、ちよつと理解できませんでした。道府県が自動車取得税を交付する対象というのが、当然ですが、今まで道府県内の市町村と書いてありました。その市町村の後に「特別区を含む。」ということで、しかし、道府県には今特別区がないんじゃないかと思うんですが、こういうふうにあえて改正される理由について、一応確認をいたします。

○岡崎政府参考人 自動車取得税のお尋ねでございますが、同税につきましては、御承知のように、都道府県に納付された税の約七割が、道路の延長、面積に応じまして当該都道府県内の市町村及び特別区に交付されておりますけれども、御指摘のように、地方税法の第四百十三条では、市町村に対し交付するのみ規定をされております。

一方で、地方税法第一条第二項、これは地方税全体に通じます総則でございますが、ここで、道府県に関する規定は都に準用する、市町村に関する規定は特別区に準用するという規定がありますので、現行の第四百十三条におきましては市町村に對しとだけ書いてあって、特別支障はないものでございます。

ただ、今般、自動車取得税におきまして、エコカー減税等に関して大幅な法改正がありましたので、これを契機に見直ししたところ、ほかの地方消費税等、他の道府県税の市町村交付金

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

について、明示的に特別区を含むと書いてある例が多いものですから、今回、確認的に特別区を含む旨を自動車取得税交付金についても規定をしようと考えたものでございます。

そういう意味で、一種規定の整備であると考えておりまして、実質的な内容の改正ではございません。

○橘（慶）委員 最近、〇〇都構想というのが多いものですから、何か先取りされたのかなと一瞬思ったんですが、了解いたしました。

続きまして、eLTA X関係のお話を幾つか聞かせてください。

今度は、法第三百七十七条の六第五項以下の新設というところですが、給与支払い報告書を、会社、民間団体等が、そういうものの提出義務を今度電子的方法によるものとされるわけでありまして、これは対象が絞られていまして、調書の数が、国税を引いていきますと千以上ぐらいの団体、会社について、電子的方法によらなければいけないという形に地方税の方がされるわけでありまして。

ここについて、この調書等の数が千以上という具体的基準をもう一度確認させていただきたいと思えます。

○岡崎政府参考人 御指摘のように、国税の給与所得等に係る源泉徴収票の提出をe-Taxまたは光ディスク等で行うことを義務づけられているものにつきまして、地方税についても出しているかどうかということでありまして、国税の規定を見ますと、前々年の源泉徴収票等の提出枚数が、調書の種類ごとに、例えば給与の源泉徴収票である

とか年金の徴収票であるとかということの種類ごとに、一千枚以上の者につきまして提出が義務づけられておりますので、地方税も同様の基準でお願いをしたいと思います。

○橘（慶）委員 そうすると、大体社員が千人ぐらいいる会社については、国税はe-Tax、そして地方税はeLTA Xということで、今まで紙で出していたものを電子化していく、そうしなればならないという義務づけをするということになります。

ただ、私がちよつとひつかかったのは、国税、地方税連携ということでこれは非常に評価しているものですが、この対象となる会社が、税務署さんとそれから自分の社員の居住する市町村、両方にデータを出していかなきゃいけないというのが何かちよつと寂しいかなど。多分、現状はそうなんでしょうけれども、改善されるお気持ちがあるのかどうかということを含めて、お伺いいたします。

○岡崎政府参考人 御指摘のように、所得税の確定申告書につきましては、それを提出いたしますと、地方税法で住民税の申告とみなすこととされまして、一方で済むわけでございます。

他方、御指摘の源泉徴収票、税務署に出しますものと市町村に出します給与支払い報告書につきましては、一つは、給与支払い報告書だけに書いてある事項がございます。提出先の市町村コード等でございます。

そういうものがあるということと、それから、実は提出の範囲が違っております。国税に出す源

泉徴収票につきましては、例えば給与ですと五百万円を超える支払いをした方だけの分を出せばいい。ところが、地方税の方につきましては、原則、個人住民税の税額を決定して賦課するためでございますので、原則、給与を支払った全員の方に付いてのものを求めるというふうな違いがありまして、従来から国税当局と市町村にそれぞれ出していたというところでございます。

ただ、事務の軽減、特に事業者の方の事務負担の軽減という観点からは、これから番号制度等の導入もありますので、そうした動きを踏まえまして、より簡素なやり方ができないかということについては検討してまいりたいと思っております。

○橘（慶）委員 やはりいろいろなことを少しずつ簡素にしていく、あるいは前進させていかないと、最後の、いわゆる今のナンバー制度ということになつていかないと思えますので、ぜひこれは一カ所で済むようになれば幸いですということ要望させていただきます。

そしてまた、一つ飛ばしますが、要するに、従業員千人以上の方、大体その方々が電子的に今度できるというわけですけれども、仮に五百人とか六百人とか、少し少ない事業所であっても、いや、もう電子化したいんだ、これはもううちもそうしますよという方々のために、そういう方々も今回どうやらできるということになるようでありまして、その辺の手続はどういうふうになるのか、一応確認をさせていただきたいと思えます。

○岡崎政府参考人 地方税法の三百七条六第七項という規定が今度入りまして、御指摘のように、

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

電子的提出の義務化の対象とならない比較的小規模な事業者等でありましても、市町村長の承認を受けた場合などには、光ディスク等で提出ができるということになっております。

市町村長は、提出される光ディスクの規格が、特に読み取りができないとかの問題がないことを確認した上で承認をするということになっておりますので、そうした事業者であっても電子的提出ができるということでございます。

○橋（慶）委員 ずっとこうやって情報の出し手の方の話をしてまいりましたが、市町村ですから全国に千七百四十ばかりあって、eLTAXは全てもう導入されたということになっているわけですから、今回のこの電子的な形での情報の受け渡し、キヤッチャーの方も、例えば、小さな町や村であっても、そこに○電力さんの事業所なんかがあると、住民がいると、そこへは、二人や三人のものであっても当然電子的に出さなければならぬ、だから、受け取らなければならない、こうなってくるわけでありませう。

役場のそういった体制ということについて本当に問題がないのかどうか、確認だけさせていたいただきたいと思っております。

○岡崎政府参考人 御指摘のように、企業等に對しまして電子的提出を義務づけるというためには、当然、受け皿になります市区町村が電子申告の受付サービスを行っているということが大前提でございます。

平成二十四年一月時点で、ネットワークとしてはつながっているんですが、電子申告受付サービ

スを導入しているという市区町村は、全体の約七割、千二百四十六市区町村でありますけれども、実は、この数年で相当に導入が進んでおりまして、これから二十四、二十五年度の二カ年間で相当進むのではないかと思っております。

我々も、この義務づけが施行される二十六年一月までにさらに進むよう、全ての市町村が入るぐらいを目標にしまして、導入に努力していきたいと思っております。

なお、御指摘がありましたように、仮定の話としまして、小規模な町村などで対応できない団体がその時点で残ってしまった場合どうするかということですが、この場合にも、eLTAXの方のポータルシステムで受け付ける方法、その小規模市町村の分も受けられるような方法を新たに検討いたしまして、事業者等には迷惑がかからないようにする体制をしっかりと構築したいと考えております。

○橋（慶）委員 マイナンバー法というのは、そのカードというかナンバー、これが大事なんですが、それを処理するプラットフォームをしっかりとつくっていくということは非常に大事なことで、そこが進めば進むほど、物事は取り組みやすくなると思っております。

ちよつと個別の固定資産税の減免の措置について確認をさせていただきます。

鉄道駅について、今回バリアフリー化施設を減免される、二十四年、二十五年、二カ年間減免されるわけですが、どんなものを想定され、どんな

整備水準、どれくらいの駅まで、どういうものかということについてお答えをいただきたいと思っております。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

鉄道駅等のバリアフリー化につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針、国家公安委員会、総務省、国土交通省告示におきまして整備目標が定められているところでございます。

この基本方針が平成二十三年三月に改正されまして、平成三十二年度までに、一日当たりの利用客数が三千人以上である全ての鉄道駅等にエレベーターやホームドアシステムを設置することが新たな整備目標として設定されたところでございます。

また、このうち、ホームドアシステムについては、整備に当たり膨大な投資費用がかかることなどを考慮し、事故の発生件数が多い一日当たりの利用客数が十万人以上の鉄道駅等に優先的に設置することとされたところでございます。

本特例措置は、こうした取り組みを税制でも支援するため、平成二十四年度から新たに講じることにしたものでございます。

○橋（慶）委員 ありがとうございます。

三千人ぐらゐの利用というところのちよつとした駅ということでありましょうし、十万人ということになるとこの辺でいえば赤坂見附とか溜池山王とか、これからホームドアということなのかなと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

います。

一つ飛ばさせていただいて、ことしは、二十四年度は三年に一回の固定資産税の評価がえの年でもあります。市町村においては一番大きな、ある意味で基幹的な税目でありまして、地価の下落等による減収に見舞われている、このように伺っているわけでありまして。

全国的な今回の評価がえによる影響額、減少率、そしてその要因。また、それをカバーするため非常に総務省さんいろいろな努力をされて、まあ第一歩ということでしょうけれども、住宅用地に係る据え置き特例というものの廃止ということを実現されたわけでありまして。これによって減収のどれくらいのがカバーされるのか、確認をさせていただきますかと思っております。

○黄川田副大臣 お答えいたします。

平成二十四年度の固定資産税及び都市計画税の税収見込み額は、評価がえの影響や、あるいはまた家屋の新増設の低迷等によりまして、平成二十三年度の税収見込み額対比四千六百七十三億円減の九兆六千四百八十六億円、減少率で申し上げますと約四・六%の減と見込んでおります。

そしてまた、住宅用地に係る据え置き特例の見直しによりまして、平成二十四年度の増収効果は二百五十七億円、こう見込んでおります。

以上であります。

○橘（慶）委員 市町村では一千四百億円程度の減収ということで、初年度二百五十億円ぐらい、平年度はその倍ぐらいはカバーされるようでありまして、こんなことでありまして、その分

また何らかの方法での税目といえますか、いろいろな課税ということも考えていかなきゃいけないのかなと思うわけでありまして。

でも、第一歩を踏み出さなければいけないというところは、これで、今地価がこれだけ下がっているわけでありまして、急に全てを実現するということとはできないでしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に申し上げたように、地方税収の地域的な偏在性、特に法人税が偏在すること、四千億円規模で都道府県ベースでは再調整をされるというようなシステムも数年前には入れたわけでありまして。

どうもその部分についてはまだ将来像が見えていないわけですが、地方法人課税のあり方の見直し、こういったことを含めて、この後どのようにお取り組みになっていきたいのか。方針あるいは思いということでも結構ですので、ここで伺いをしたいと思います。

○川端国務大臣 地方自治体、首長の御経験もありませんので、その思いは十二分におわかりだと思っておりますが、やはり、行政サービスは継続的に安定的にやらなければいけない。当然ながら、そのためには、景気にも安定して、地域にも偏在しないという税源、財源がどうしても必要だということ、もう言うまでもありません。

そういう中で、税制改正大綱あるいは社会保障・税一体改革においては、「地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、

地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。」ことというふうに記載をしております。方向としてはそれをやるということでありまして。

地方法人特別税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革にあわせて抜本的に見直すことはかねてから記載されていることでありまして、今、知事会含めていろいろな議論をされているところでございます。

そういう意味では、基本的には、地方消費税の充実と同時に、地方法人特別税はそういう抜本改革にあわせて見直していくということの、この方向性は既に出しておりますので、この方向に沿って我々としてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、偏在性の小さな地方税法体系というものを構築していても、やはり税源の偏在は当然残りますので、地方交付税を通じた財政調整を行うことは、これはもうどうしても避けられないということ、これは前提にしております。

○橘（慶）委員 方向性は今伺いましたわけですが、これが少し時間がかかるということであれば、いわゆる法人課税の中で事業所割りとか人数割りとか、その辺のもう少し技術的な調整であつても多少は偏在性を是正する方法があるというふうにも承っておりますので、もし抜本的になかなか進まないのであれば、そういうこともあわせてお考えいただきたいと思います。

平成 24 年 3 月 6 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

あわせて、地球温暖化対策のための税でありませんが、これは地方側から要望の強いものであります。今回は初年度ということで見送りというような形になっているようですが、今後の取り組み方針について伺いいたします。

○川端国務大臣 地球温暖化対策のための税については、二十三年度税制改正案として提出させていただきましたけれども、与野党間の協議が調わなかったということで、改めて二十四年度の税制改正案として出させていただきますこととさせていただきます。

地方公共団体は、森林整備、地球温暖化対策に係る諸施策の多くを担っていただいておりますから、これまでの税制改正をめぐる議論の中でも、地球温暖化対策に係る地方の財源を確保、充実する仕組みがどうしても必要だということが背景にございます。

こういう意味で、平成二十五年実施に向けた成案を得るべくさらに検討する旨を改めて明記させていただきましたので、引き続きそのことは検討してまいりたいと思います。

なお、具体的な地方財源の確保、充実の仕組みについては、成案が得られるまでの間の臨時の措置として、二十四年度の地財計画においても、地球温暖化対策暫定事業費百億円を特別枠として計上させていただきました。この地球温暖化対策のための税で想定しておりますのは、初年度が三百九十一億円、平年度は二千六百二十三億ということとありますが、これが成案が得られるまでということとで臨時的に百億円計上させていただきますまし

た。

○橘（慶）委員 臨時財政対策債は小さく産んで大きく育て困るんですけれども、こちらは小さく産んで大きく育てていただきたいと思っております。

飛ばした質問を、最後に何とか時間がありましたので、皆様方にも資料の二枚目、三枚目、環境省で出ているホームページからとってきたものをお配りさせていただいております。これは、例の瓦れき処理の問題であります。

前々回ですか、一度質問させていただいて、その後も非常に大きな社会問題になっていまして、御案内のとおりであります。こういう形で首長さん方も立ち上がってくださるようなお話もあるようでもありますし、前もお話ししたとおり、出向者ももちろんですが、地方六団体との緊密な関係も持たれている総務省さんであります。ぜひ、この辺について、科学的に冷静に受けとめられる環境づくり、そしてまた、こうやって声を上げてこられる首長さん方にいい意味で、主体的には環境省さんということはもちろん理解しながらも、何か全員野球のような形でそこをフォローするということについてまたいろいろ工夫をいただきたい。このことを御答弁いただければ、それで終わりたいと思っております。

○川端国務大臣 配付資料でお示しいただきました心ある首長さんの活動は、本当にありがたいこととさせていただきます。

環境省が窓口であります。我々も含めて、こういうありがたいことを含めては、これはぜひともしつかり支えて前進できるようにやってまいり

たいと同時に、現に、現場で大変御苦労されながら今頑張っていたいでいますので、その情報共有の中で、こういう手だて、ああいう手だてというものが出てきております。

今言われましたように、正しい放射線量への知識とか、技術的な処分の方法というものの周知をするとか、あるいはそういう体制をとるときの費用の発生とか、いろいろな部分のことが出ておりますので、それについては、しっかりと財政的措置がとれるように、そして自治体の皆さんとも総務省なりの役割をしっかりと果たして前進できるように、頑張ってくださいと思っております。

○橘（慶）委員 よろしく申し上げます。ありがとうございました。